

【名称】

第1条 本会は、IEEE Microwave Theory and Techniques Society Japan Chapter と称する。略称は、IEEE MTT-S Japan Chapter とする。

【目的】

第2条 本会は、会員相互の交流並びに国内・国外の関連機関との連携によって、マイクロ波分野の研究の向上発展と研究成果の社会へのすみやかな還元、さらには国際的に活躍できる人材育成に資することを目的とする。

【会員】

第3条 本会は、IEEE 札幌支部、仙台支部、信越支部、東京支部、広島支部、四国支部、福岡支部のいずれかに所属する IEEE Microwave Theory and Techniques Society の会員をもって組織する。

【役員】

第4条 本会に次の役員を置く。

委員長 (Chair)	1 名
副委員長 (Vice Chair)	1 名
幹事 (Secretary)	2 名
会計 (Treasurer)	1 名

【役員を選任および任期】

第5条 委員長・副委員長・幹事・会計は、IEEE Microwave Theory and Techniques Society Japan Chapter に所属する会員から選任される。

- 2 役員を選任基準は、大学・機関・企業などでマイクロ波分野の学会活動を推進できることとする。
- 3 任期は、原則1期2年間とする。なお再任は妨げない。

【小委員会の設置】

第6条 IEEE Microwave Theory and Techniques Society Japan Chapter 内に次の小委員会を設置する。

(1) Educational Committee

学会活動のグローバル化に伴い、専門技術研究開発成果の海外発表、海外研究開発者との情報交換・コミュニケーションの機会が着実に増大している。日本の技術情報発信を円滑化し、また研究開発者個人として国際的に学会のみならず事業的にも活躍できる人材を育てる支援をする機会を作り、同時に IEEE 会員の増加を図ることを目的とする。

(2) Membership Committee

IEEE Fellow 授与記念講演の実施を含めた IEEE 会員のプロモーション活動を支援する。シニア会員、IEEE Fellow および表彰への推薦を支援、促進、Distinguished Lecturer の推薦等を行う。

(3) Young Professionals Committee

これからの社会で活躍することが期待される学生および若手技術者、研究者に対して、学会のみならず事業においても国際的に活躍できる人材の育成を支援し、同時に学生会員を中心に IEEE 会員の増加を図る。

- 2 各小委員会には、必要に応じて Chair、Vice Chair、委員を置くことができる。
- 3 各小委員会の Chair、Vice Chair、委員の任期は原則 1 期 1 年間とする。なお再任を妨げない。

附則

この規約は、2018 年 11 月 29 日から施行する。